

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部改正について

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次の
ように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年
条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表投票管理者（期日前投票所の投票管理者を除く。）及び開票管理者の項を削り、
同表選挙長の項中「1回につき」を「日額」に改め、同表投票立会人（期日前投票所
の投票立会人を除く。）、開票立会人及び選挙立会人の項を次のように改める。

投票所の投票管理者	日額 13,000円以内
-----------	--------------

別表期日前投票所の投票管理者の項中「1回につき 12,000円」を「日
額 12,000円以内」に改め、同項の次に次のように加える。

開票管理者	1回につき 13,000円
投票所の投票立会人	日額 12,000円以内

別表期日前投票所の投票立会人の項中「1回につき 10,000円」を「日
額 10,000円以内」に改め、同項の次に次のように加える。

開票立会人	1回につき 12,000円
選挙立会人	日額 12,000円

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の規定による改正後の別表選挙長の項から選挙立会人の項までの規定は、この条例の施行の日以後その期日を公示され、又は告示される選挙の事務に従事した場合における報酬について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を公示され、又は告示された選挙の事務に従事した場合における報酬については、なお従前の例による。

(提出理由)

特別職の職員の報酬額を改定する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。